

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い ～ 新年度も引き続き感染防止の取組みの徹底を！ ～

現下の全国的な感染状況については、新規感染者数が増加傾向にある地域が多くなっており、この増加傾向がリバウンドにつながっていくかどうか慎重な評価が必要な状況となっています。

本県においては、新規感染者数が300人台で推移し、ほぼ横ばいの状況となっていますが、30歳代までの若い世代の感染者が全体の約6割と多く、ほとんどの方が無症状か軽症であるため、直近における医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は30%を下回り、重症確保病床使用率も10%を下回って推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができている状況にあるものと考えています。

しかしながら、オミクロン株の非常に強い感染力から、依然として、児童福祉施設等や高齢者施設等において、クラスターが発生しており、引き続き、高い警戒態勢を維持していく必要があることを踏まえ、本県の対策期については、現行の「感染拡大防止対策期」を4月24日まで継続することといたします。

こうした施設などにおいて、速やかに感染の連鎖を断ち切り、特に重症化リスクの高いご高齢の方や、基礎疾患のある方の重症化を抑え、医療への負担を軽減していくため、各施設の職員の皆さまやご利用されているご家族の皆さまには、必要な感染防止対策の徹底を、改めてお願いいたします。

【児童福祉施設等、高齢者施設等における感染対策徹底のお願い】

・職員や児童・利用者の体調観察の徹底

職員は体調に異変を感じたら、まずは施設に報告
職員は休む勇気を、施設は休ませる配慮を

- ・職員が一堂に集まる機会を避ける
- ・こまめな換気、消毒（ドアノブ、手すりなど複数人が触る共用部分すべて）の徹底
- ・マスクや手袋など感染防護具の使用法の再確認
- ・児童・利用者のご家族の方も感染防止対策の徹底

また、事業所などの職場においても、依然としてクラスターが発生していることから、事業者の皆さまにも、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしたいと思います。

【事業所における感染対策徹底のお願い】

- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤、自転車通勤、昼休みの時差取得など、人と人との接触を低減
- ・ドアノブ、手すりなど複数人が触る共用部分すべての消毒を徹底
- ・休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」では、会話時のマスク着用や「三つの密」の回避・消毒などを徹底
- ・従業員の体調管理（検温や有症状者の出勤抑制等）の徹底
- ・出張による従業員の移動を減らすため、テレビ会議を活用
- ・食堂、社員寮などの集団生活の場での感染対策を徹底（手洗いや手指消毒、会話時のマスク着用など）
- ・感染者や濃厚接触者の多数発生に備え、事業継続計画（BCP）を作成・点検

県民の皆さまには、引き続き、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」などをはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえ、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底などをお願いいたします。

また、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取組みを徹底していただくようお願いいたします。

児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、新年度の始業後も、引き続き、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、接種に使用されるファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンは、どちらも、発症や重症化を予防する効果が確認されており、初回接種と異なるワクチンを接種する交接種についても、十分な効果と安全性が確認されています。

3月下旬からは、12歳から17歳の方への追加接種も開始されています。

必要なワクチンは十分に供給されており、円滑に予約し、接種できるようになっておりますので、希望される方は、早めに予約、接種をお願いいたします。

各市町においても、各種媒体を活用した広報の強化など、追加接種の速やかな完了に向けた取組みを、引き続きお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

また、ワクチン接種は、強制ではなく、御本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

一日も早く日常生活や経済社会活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年4月8日

香川県知事 浜田 恵造

資料4

感染拡大防止対策期における 対策について (1月13日～4月24日)

令和4年4月8日

香 川 県

1

1 県民への協力要請① (法第24条第9項)

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
【別添1】(省略)：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請

2

1 県民への協力要請②（法第24条第9項）

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、2時間以内とし、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
【別添2】（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添3】（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ

3

2 事業者への協力要請等①（法第24条第9項等）

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添2】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添4】（省略）：今後における適切な感染防止策
【別添5】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添6】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼

4

2 事業者への協力要請等②（法第24条第9項等）

- 飲食店に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

5

3 イベント等の開催（法第24条第9項）

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請

【別添7】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

6

5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。